２）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」
３）「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
４）「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）」

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

㈠　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㈡において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㈡において同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ⅰ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ⅱ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ⅲ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ⅳ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㈢　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、４⑴Ⅰによって得られる審査評価点合計が上位から上記１⑼の計算式で算出される順位以内の者（ただし、当該順位にあたる審査評価点合計と同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を選抜し、技術提案書の提出要請を行うものとする。

４　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㈠　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㈡　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点60.0点）

Ⅰ　一次審査　下記１）～３）の項目における審査評価点の合計の上位から上記１⑼の計算式で算出される順位以内の者（ただし、当該順位にあたる審査評価点合計と同じ者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を選抜する。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、九州地方整備局において競争参加資格を確認の上、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

１）配置予定技術者の能力

２）企業の施工実績

３）事故及び不誠実な行為に対する評価

Ⅱ　二次審査（選抜された者）　３に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記６⑵２）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点

②　施工体制確保の確実性：15点

２）技術提案（加算点）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　品質確保や向上：24点

◆現場状況に適合した施工上の課題に関する事項

④　施工上配慮すべき事項：36点

⑵　３に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㈠の要件に該当する者のうち、㈡によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㈢による。）を落札者とする。

㈠　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㈡　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（⑴Ⅱ①～④）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③及び④における評価点の合計点を加算点とする。

㈢　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑷　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）